

24大気第653号
平成24年11月6日

あいち環境づくり推進協議会構成員様

愛知県環境部長
(公印省略)

地球温暖化防止対策及び冬季における大気汚染防止対策の推進について (依頼)

日ごろから、本県の大気保全行政の推進につきまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、環境省においては、平成10年度から地球温暖化防止京都会議が開催された12月を「地球温暖化防止月間」と定め、全国で地球温暖化防止に関する各種取組を実施しています。

また、冬季は暖房機器の使用や自動車交通量の増加に伴い、窒素酸化物などの大気汚染物質の排出量が多くなります。さらに、この季節の気象は安定しているため、汚染物質が拡散しにくく、地上付近の空気が一年で最も汚れやすくなることから、毎年12月を「大気汚染防止推進月間」としております。

このため、本県では、環境省などとともに「地球温暖化防止月間」・「大気汚染防止推進月間」において、別添の実施要領のとおり、地球温暖化防止及び大気汚染防止のための各種の施策を推進することとしています。

つきましては、この趣旨を御理解の上、普及啓発活動など地球温暖化防止対策及び大気汚染防止対策の実施について、格別の御配慮をお願いします。

担当 大気環境課規制グループ

大気環境課地球温暖化対策室

温暖化対策グループ・自動車環境グループ

電話 052-954-6215 (規制G) (ダイヤルイン)

052-954-6242 (温暖化G) (ダイヤルイン)

052-954-6217 (自動車G) (ダイヤルイン)



平成24年度「地球温暖化防止月間」及び「大気汚染防止推進月間」実施要領

1 趣 旨

「地球温暖化防止月間」は、平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された京都議定書を受け、政府が平成10年6月に決定した「地球温暖化対策推進大綱」において、国民各層の温暖化防止への取組を促すために、平成10年度に創設されたものである。

また、「大気汚染防止推進月間」は、冬季が自動車交通量や暖房機器の使用が増えることに加え、大気が安定して汚染物質が拡散しにくい気象条件が重なり、大気汚染物質の濃度が一年のうちで最も高くなる傾向にあるため、平成3年度に国において定められたものである。

本県では、平成17年に策定した「あいち地球温暖化防止戦略」が目標年度を迎えたことから、平成24年2月に、新たな地球温暖化対策の計画として「あいち地球温暖化防止戦略2020」を策定し、低炭素社会の実現に向けて、より一層の取組を進めているところである。

また、「あいちエコチャレンジ21」を統一標語に、県民一人ひとりにエコライフの実践を呼びかける県民運動を展開している。

こうした取組を推進するため、「地球温暖化防止月間」及び「大気汚染防止推進月間」である12月に、県民、事業者等を対象として地球温暖化対策及び冬季における大気汚染防止対策に資する各種施策を関係機関と協力して幅広くかつ重点的に実施する。

2 期 間

平成24年12月1日から平成24年12月31日まで

3 協力機関

[行政機関等]

中部経済産業局、中部運輸局、中部地方整備局、県内市町村、愛知県市長会、愛知県町村会

[関係団体等]

名古屋港管理組合、名古屋高速道路公社、一般社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、一般社団法人愛知県自動車会議所、社団法人愛知県トラック協会、公益社団法人愛知県バス協会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県タクシー協会、社団法人日本陸送協会中部支部、社団法人愛知県自家用自動車協会、一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会、社団法人日本ボイラ協会愛知支部、日本チェーンストア協会中部支部、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、あいち環境づくり推進協議会、愛知県省資源・省エネルギー運動推進協議会、愛知県地球温暖化防止活動推進センター

4 主な事業

(1) 地球温暖化防止及び大気汚染防止対策の実施要請

地球温暖化防止及び大気汚染防止に資するため、工場・事業場、関係団体等に対して次に示す各種対策の実施を要請する。

ア 工場・事業場関係

- ① 設備・機器等の省エネルギーの徹底
- ② 適切な燃焼管理の徹底
- ③ 良質燃料の積極的な使用
- ④ 暖房温度の適正化
- ⑤ エレベーターの一時休止、照明のこまめな消灯の徹底
- ⑥ 計画的な運行による入出荷貨物自動車台数の抑制
- ⑦ アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行

- ⑧ 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底
- ⑨ 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用自家用自動車等の使用自粛
- ⑩ 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の徹底
- ⑪ 環境に優しい自動車の使用・利用

なお、詳細は別紙1のとおり。

イ 輸送関係

- ① 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の実施
- ② 計画的な運行による物資輸送の効率化
- ③ アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行
- ④ 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底
- ⑤ 暖房温度の適正化
- ⑥ 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用自家用自動車等の使用自粛
- ⑦ 迷惑駐車 of 自粛
- ⑧ 環境に優しい自動車の使用・利用

なお、詳細は別紙2のとおり。

ウ 家庭

「あいちエコチャレンジ21」県民運動のエコライフ実践

なお、詳細は別紙3のとおり。

(2) 工場・事業場に対する重点立入指導

工場・事業場に対する立入検査を重点的に行い、大気汚染物質の一層の排出量削減を指導するとともに、地球温暖化対策計画書に基づく省エネルギーの推進等による温室効果ガスの排出抑制の協力を求める。

(3) 地球温暖化防止及び大気汚染防止に関する各種啓発活動の実施

ア 啓発用パネルの展示

県庁地下通路などで、啓発用パネルを展示する。

イ 懸垂幕の掲示

県庁西庁舎エントランスに、懸垂幕を掲示する。

ウ 広報紙等への啓発記事の掲載

地球温暖化防止、大気汚染防止を呼び掛けるための記事を、各市町村及び関係機関の広報紙等に掲載する。

エ 県庁庁内放送による啓発

庁内放送を通じて、地球温暖化防止及び大気汚染防止について職員、来庁者に呼び掛ける。

オ ラジオ等公共放送による啓発

ラジオ等公共放送を通じて、地球温暖化防止及び大気汚染防止について県民に呼び掛ける。

カ 県広報媒体による啓発

県の各種広報媒体を通じて、地球温暖化防止及び大気汚染防止について県民に呼び掛ける。